平成３０年度社会福祉法人実地指導の結果

1. 実地指導の実施状況

　平成３０年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所轄法人数 | 実地指導実施法人数 | 文書指摘法人数 | 延べ文書指摘事項数 |
| １０法人 | ５法人 | ５法人 | １８件 |

1. 主な指摘事項数

　平成３０年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例

|  |  |
| --- | --- |
| **①決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。****（法第４５条の９第８項）** | ４法人 |
| 　社会福祉法人の評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。特別の利害関係を有する評議員の存否については、評議員会の出欠表等の徴収の際に、議案ごとに特別の利害関係の有無の確認を取る等の方法によるか、またはその決議を行う前に議案ごとの特別の利害関係の有無を確認するなどして、議事録に記載しておく必要がある。 |
| **②議案に特別の利害関係を有する理事がいるかを法人が確認していないので、是正すること。****（法第４５条の１４第５項）** | ４法人 |
| 社会福祉法人の理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。社会福祉法人は、特別の利害関係を有する理事が理事会の決議に加わっていないかについて確認する必要がある。 |
| **③評議員、理事、監事の選任手続きにおいて、評議員、理事、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人が確認していないので、是正すること。****（法第４５条の３５第２項）** | ２法人 |
| 社会福祉法人は、評議員、理事、監事の選任に当たり、候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊な関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、該当しないことを候補者本人から誓約書等を徴収する等の方法により確認する必要がある。 |
| **④監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。****（法第４３条第３項）** | ２法人 |
| 社会福祉法人の理事会が監事の選任関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得る必要がある。 |